管理コード	省庁名	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への 反映状況	予算等の措置の名称 （項）(目)(目細)	概算要求額 （単位：千円）	その他	予算の名称 （項）(目)(目細)	予算額 （単位：千円）	その他関連事項	管理事業番号項	要望事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他 （特記事項）	制度の所管・関係省庁
0910010	厚生労働省	放課後児童クラブに係る補助金要綱の見直し	・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知） ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」（平成19年　文部科学、厚生労働事務次官連名通知）	放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。事業運営に当たっては、子どもの活動状況や保護者の就労状況など、子どもや子育て家庭の多様なニーズに適切に対応するために一定の開所時間（平日3時間以上、長期休暇期間等については原則8時間以上）を補助要件としているものである。また、開所時間の延長に応じ、長時間開設加算として一定額の上乗せ補助を行っているところ。	①C ②C ③C	①放課後児童クラブは様々な就労状況の共働き家庭のニーズに悩み、選ことではなく、自ごとの開所時間に関する要件を設けているところである。また、開設日数については、実際の稼働日数ではなく、利用者に対外的に周知し利用希望がある場合に対応できるよう、指導員や実施場所等の体制を整えている日数としている。 ②長時間開設加算は、基本分（６時間分）の運営費に加え、基本分を超え延長して開所した場合に上乗せ補助を行っていることから、開所時間が６時間を超えた時間に限り補助している。 ③クラブの入数要件については、過疎地等の児童数が少ない地域における事業の実施を図るため、平成１３年度に国庫補助の入数要件を緩和し（20人以上）から（10人以上）に引き下げたところである。当該基準は事業の効率性及び安定性の観点から設けているところであり、さらなる補助要件の緩和は困難である。	○放課後児童健全育成事業 （項）児童育成事業費 （目）児童育成事業費補助金	28,102,887	－				1064010	放課後児童クラブに係る補助金要綱の見直し	平成22年度から、児童クラブの運営補助に対する国庫補助の根拠である「放課後児童健全育成事業実施要綱」の基準が見直され、児童クラブの開設日が年間250日以上で、一日当りの年間平均利用児童数が10人を超えなければ、国庫補助の対象から除かれることとなった。 このことにより、都市部に比べ職住近接である本市の地域特性及び保護者ニーズに応じた児童クラブの運営に対しては、国庫補助対象外となるため、補助対象事業に関する基準の弾力化を求める。	1)企業等の週休2日制定着や就労形態の多様化などにより、児童クラブの開所時間について、保護者在宅の土曜日より、児童の夏休み等の保護者出勤の平日の長時間開所の保護者ニーズが高まっている。補助対象基準において、開所時間が「平日は平均3時間以上」「土曜日や長期休暇期間は8時間以上」と固定的であるため（5時間開所しなければならない。 なお開設１日に算定されず、開設日数250日に満たないクラブがある。開設日数算定基準を「1日当たりの開所時間」から「1週間平均開所時間23時間以上（3時間×5日＋8時間）」に改め、 「月曜日から金曜日4時間及び土曜日5時間の25時間」の週が「開設6日」となるよう基準の追加又は変更を要望します。 ②「長時間加算」は「11日6時間を超え、かつ18時を越えて」となっており、平日の児童下校時である14時又は15時から起算すると、20時を越えて開所して加算対象とならず、本市は職住近接のコンパクトな都市で、概ね19時まで開所の保護者ニーズが多いことから、児童長期休暇の長時間開設などが加算対象とならない基準の変更を要望します。 ③1日あたり年間平均利用児童数についても、中山間地域や島嶼部な	放課後児童健全育成事業等実施要綱	愛媛県	松山市		厚生労働省
0910020	厚生労働省	国民年金任意加入に係る保険料支給（一時扶助として）	生活保護法	国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料については、一時扶助の対象とはしていないところ。 一方、年金の受給権を得るために国民年金に任意加入する場合には、次の保険料を必要経費として世帯の全収入から控除できる ・国家しくは地方公共団体により行われる貸付金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金のうち、保険料支払いに充てるために貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものについては、収入認定除外としている。さらに、貸付金又は貸付資金に対する償還金については、実施機関がその償還が実際に行われることを確認した上で、年金収入を含めた世帯の全収入から控除するといった取扱いを行っているところである。	D	老後における生活保護世帯の自立促進という目的から、左で述べたように、国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付金等のうち要件を満たすものについては、収入として認定しないものとするとともに、貸付金等の償還に充てる額については将来受給する年金収入を含めた世帯の全収入から控除して収入の認定を行うことといたしたところである。 したがって、一時扶助の対象として国民年金保険料を追加しなくとも、上記の取扱いに従って貸付制度を活用し、貸付金等により年金保険料を支払い、年金収入を含めた世帯の全収入から貸付金等の償還を行うことによって、御提案いただいている内容と同様の運用を行うことができる。	（項）生活保護費 （大事項）生活保護に必要な経費 （中事項）生活保護費 （小事項）保護費負担金	2,182,269,424	－	（項）生活保護費 （大事項）生活保護に必要な経費 （中事項）生活保護費 （小事項）保護費負担金	2,200,633,360		1064020	国民年金任意加入に係る保険料支給（一時扶助として）	生活保護受給者の国民年金任意加入者に対し、年金受給資格を取得させるため一定の条件の下で、その保険料を一時扶助として支給し、年金を受給すればその年金から支給した額を返還させる。	60歳到達時に年金受給資格に必要な25年（300月）の加入年数がない者については年金の受給資格を得ることができず、それまで納付した保険料が返還されることはない。そのため年金受給資格を得るため、60歳からは本人の希望により65歳まで任意加入ができ、65歳到達時においても不足する場合は69歳になるまで高齢者任意加入の制度がある。 現在生活保護受給者に対しては世帯に何らかの収入（就労収入、他法収入）があればその収入から必要な保険料をその収入から控除できるが、収入のないものに対しては控除ができない。一定の条件（加入不足月数が数ヶ月～1年程度など）でこの不足する保険料（平成21年度　月額14,410円）を一時扶助として支給し、年金受給資格を得ることができれば受給した年金から支給額を返還させるとともに、以降の年金収入を収入認定する。死亡により支給した額が返還されない可能性はあるが、扶助費の削減について一定の効果が得られる。	生活保護法、国民年金法	愛媛県	松山市		厚生労働省
0910030	厚生労働省	病児・緊急対応強化モデル事業（旧　緊急サポートネットワーク事業）の実施場所の緩和	「保育対策等促進事業の実施について」（H20.6.09雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	「病児・病後児保育一体調不良児対応型） 当該事業を実施する保育所 （病児・緊急対応強化モデル事業） 会員の自宅	C	病児・緊急対応強化モデル事業は、育児中の労働者と保育士、看護士及び育児経験者等を会員として、会員個人間の相互援助活動として自宅で病児の預かり等を実施するものであることから、自宅以外での実施は病児・緊急対応強化モデル事業として認められない。 病児・病後児保育事業を実施している施設（以下「施設等」という。）を利用する前の医療機関での受診のための送迎や施設等への送迎等を実施することは可能である。 なお、本事業については今年度予算より緊急サポートネットワーク事業を廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・緊急対応強化モデル事業に移行するために２年間の時限で設けているものである。	－	－	－			1071030	病児・緊急対応強化モデル事業（旧　緊急サポートネットワーク事業）の実施場所の緩和	病児・緊急対応強化モデル事業（旧　緊急サポートネットワーク事業）では、実施場所が会員の自宅に限定されているが、会員の自宅以外の場所でも対応できるよう要件を緩和する。	病児・緊急対応強化モデル事業（旧　緊急サポートネットワーク事業）では、実施場所が会員の自宅に限定されているが、利用者の利便を図り、事業の普及推進を図っていくには、会員の自宅以外の場所、例えば児童館や地域子育て支援拠点施設など、地域や利用者の実情に応じた場所でも対応できるよう要件を緩和する必要がある。	緊急ｻﾎﾟｰﾄﾈｯﾄﾜｰｸ事業（明文化された規定はなく、厚生労働省の指導による。）	兵庫県	兵庫県	再提案	厚生労働省
0910040	厚生労働省	病児・病後児保育の利用促進 （職員配置の要件緩和）	「保育対策等促進事業の実施について」	保育所の静養室等において、看護師等が保育中に体調不良となった児童を一時的に預かるか、保育所入所児童に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。	C	病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）において対象となるのは、保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とすることから看護師を体調不良児が発生した時だけ派遣するとすれば、対応に遅れが生じ、保育の質を確保できない恐れがある。また、入所児童全員の健康管理や感染症予防、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する健康管理についての相談支援を実施することを要件としているため、専門性の高い看護師を常時保育所に配置する必要があり、そのための経費を補助しているところである。	－	－	－			1071000	病児・病後児保育の利用促進（職員配置の要件緩和）	看護師の常駐の要件を緩和し、病児・緊急対応強化モデル事業の登録看護師や医療機関の看護師を体調不良児が発生した時だけ派遣することを容認する。	病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）については、看護師等を１名以上配置することが要件となっているが、保育所の経営面から看護師雇用に支出できる人件費は限られており、その範囲内で看護師等の確保が困難な状況にある。 また、病児・緊急対応強化モデル事業（旧　緊急サポートネットワーク事業）では、会員個人間の相互援助活動として、援助を受けたい人の自宅で行うことが原則であるため、看護師、保護者の双方が敬遠し、制度の利用が進んでいない。 病児・病後児保育事業のすそ野を広げ、推進していくためには、保育所の経済的負担を軽減していく必要があり、そのためには病児・緊急預かり対応基盤整備事業の登録看護師や医療機関の看護師を体調不良児が発生した時だけ派遣することなども容認していく必要があるのではないか。	「保育対策等促進事業の実施について」 H12.3.29　児発第247号　厚生省児童家庭局長通知（H19.6.12改正）	兵庫県	兵庫県	再提案	厚生労働省
0910050	厚生労働省	マンション内保育所設置に対する支援措置について	①「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の運営について） ②児童福祉法第18条の4、6、18、23	①認可保育所において、保育の実施にあたり、児童福祉施設設備基準を維持するため人件費等の運営費を補助している。なお、保育士の再就職への支援については、平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の保育士再就職支援コーディネーター配置事業を行っているところ。 ②保育士となる資格を有する者は、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者、保育士試験に合格した者であり、その者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日等の事項の登録を受けなければならない。保育士でない者は、保育士の名称を使用してはならない。	①C ②C	①保育サービスについては、その安定的な提供や質の確保の観点から、児童福祉施設設備基準を満たす認可保育所における提供が基本であると考えており、認可外保育施設においては、運営費について補助することはできない。 なお、保育士再就職支援コーディネーター配置事業では、保育所に関する採用募集状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整等を業務とする。保育士再就職支援コーディネーターを都道府県が各都道府県の社会福祉協議会等に配置するために必要な保育士再就職コーディネーター雇用費等の補助を行っている。 ②近年特に、通常の保育に加え、問題を抱える家庭の支援、障害児の受け入れへの対応など、より専門性の高い保育や支援を行えるような質の高い人材が保育士には求められており、ご指摘のような提案については、認めることができない。	－	－	－			1073000	マンション内保育所設置に対する支援措置について	企業内保育所設置は東京都をはじめ、各自治体によって財政支援策が取られており進んでいますが、マンション内保育所に関しては、財政支援策がすすんでいない部分があります。 また、マンション内保育所の規制緩和により地域活性の効果を生むことも考えますので提案します。	【提案理由】 ◆預かり先が見つからない為、職場復帰が出来ない方を救う為。 ◆女性の出産による退職を減らす為。 ◆未就学児を子に持つ主婦の再就職機会を増やす為。 **【具体案】** ①マンション内保育所に、離職後再就職する保育士を採用した場合に、補助金を支払う財政支援の新設を提案します。 ②(特区提案) ・育児経験がある者で、一定期間の「講習」等を修了した者について限定の資格を与え、マンション内保育所においては、この資格を取得した者を採用した場合、保育士を選任したものとみなす様提案します。 ※待機児童が多くない又はいない市町村においても、マンション内保育所設置の促進・補助政策（越谷市や所沢市等）を職員的に行う事や児童がいない市町村において保育サービスをアピールする事で人口増から地域活性化に結びつく事も十分に見込めると思います。ある意味、社会の問題とされている待機児童の問題と地域活性という2つの問題を改善に繋がる手段となりうます。	児童福祉法	東京都	株式会社パソナグループ　シャドーキャピタルネット		厚生労働省